

## ○三股町パブリックコメント手続実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続の実施について必要な事項を定めることにより、町の政策形成過程において町民へ参加の機会を提供するとともに、町政運営の透明性と公平性の確保及び説明責任の向上を図り、もって町民との協働による町政の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、町の政策形成過程において、その立案に係る政策の趣旨、内容等を公表して町民からの意見情報等(以下「意見等」という。)を募集し、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する町の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会をいう。

3 この要綱において「町民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町内に住所を有する者又は居住する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有するもの

### (対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の総合計画、基本的な方針を定める計画等の策定又はこれらの重要な改定
- (2) 町政に関する基本的な方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) 町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(町税等の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃に係る案の策定
- (4) 広く町民の公共の用に供される施設の建設又は整備に係る基本計画等の策定又は改定
- (5) 町の憲章、宣言等の制定又は改定
- (6) その他実施機関が特に必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 実施機関は、前条の規定にかかわらず、前条各号に掲げるもの(以下「計画等」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、パブリックコメントを実施しないことができる。

- (1) 意見聴取等の手続が法令等により定められているもの
- (2) 審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関及びこれに準ずる機関をいう。)において、この要綱に準じた手続を実施した答申等に基づき、実施機関が計画等の策定等を行うもの
- (3) 対象計画等の策定等に関し、実施機関の裁量の余地がないと認められる場合
- (4) 実施機関が緊急を要すると認める場合
- (5) 実施機関が軽微な変更と認める場合

(公表の時期等)

第5条 実施機関は、計画等について、意思決定を行う前に相当な期間を設けて適切な時期に、計画等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて次に掲げる関係資料を公表するものとする。

- (1) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 計画等の案の概要
- (3) 計画等の案に関連する次の資料

ア 根拠法令

イ 前2号のほか町民等が計画等の案を理解するために必要と思われる資料

3 実施機関は、第1項の規定により計画等の案を公表するときは、意見等の提出先、提出方法、提出期限及び意見等の提出に必要な事項を明示しなければならない。

(公表の方法)

第6条 実施機関は、前条の規定による公表を次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 三股町のホームページへの掲載
- (2) 実施機関の事務所等での閲覧・配布

2 実施機関は、町広報誌への掲載等により前条の規定による公表の周知に努めるものとする。

(意見の提出期間)

第7条 実施機関は、第5条に規定する計画等の案の公表の日から原則として30日程度の提出期間を設けなければならない。ただし、緊急、その他やむを得ない事情があると認めるときは当該期間を短縮することができる。

(提出方法)

第8条 意見の提出は次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール

(4) 実施機関が指定する場所への書面による提出

- 2 実施機関は、原則として、意見等を提出する町民に対し、氏名、住所及び連絡先の明記を求めるものとする。この場合において、法人その他の団体にあつては、法人名、法人の所在地、連絡先の明記を求めるものとする。

(意見の考慮)

第 9 条 実施機関は、提出された意見等を考慮して、計画等について意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、計画等について意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、当該意見等に三股町情報公開条例(平成 13 年三股町条例第 3 号)第 8 条に規定する不開示情報が含まれている場合は公表しないものとする。

(1) 提出された意見等の概要

(2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方

(3) 計画等の案を修正したときは、修正の案

- 3 実施機関は、前項の規定により公表するときは、意見の提出者に個別の回答は行わないものとし、提出された意見のうち類似の意見については、これに対する実施機関の考え方をまとめて公表することができるものとする。

- 4 前項の規定に基づく公表の方法は、第 6 条の規定を準用する。

(一覧表の作成)

第 10 条 町長は、町民の利便性に資するため、パブリックコメント手続を行っている対象の一覧表を作成し町のホームページに掲載するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱の定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、既に立案段階にあるものについては、この要綱に定める手続の対象としない。ただし、可能な限り町民等の意見等の提出の機会を確保した手続を経るものとする。